

市内高等学校在り方検討会委員募集要項

丹波篠山市では、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例（平成 18 年条例第 47 号）の規定に基づき、市内 3 高校の将来の在り方について、市民の皆さまの意見を反映させるため、みだしの委員を公募により募集します。

1. 名 称 市内高等学校在り方検討会
2. 職 務 兵庫県教育委員会において、令和 4 年 3 月に県立高等学校教育改革第三次実施計画が策定され、県立高校の発展的統合など、教育改革が進められていることから、丹波篠山市においても、その動向を注視しながら、市内の中学生の進学に支障が出ないよう、市内 3 高校の将来の在り方について検討する。
3. 任 期 委嘱の日（令和 5 年 8 月 7 日予定）から令和 6 年 3 月 31 日まで
4. 会議の開催 年間 4 回程度（主に平日の昼間）
※第 1 回委員会は 8 月 7 日（月）午前に開催予定
5. 報 酬 日額 4, 0 0 0 円
6. 公募する委員の数 3 名以上
7. 応募要件
市内に在住、在学、在勤、活動および事業をしている 1 8 歳以上（令和 5 年 4 月 1 日現在）の方で、市内高校の将来の在り方について関心があり、その検討の場に参画する意欲のある方。ただし、市議会議員、国または地方公共団体の常勤職員、他の市附属機関等の公募委員として就任している人を除きます。
8. 応募方法
丹波篠山市附属機関等委員応募申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、または下記へ提出してください。
9. 応募期間
令和 5 年 7 月 1 4 日（金） ※必着
- 1 0. 選考方法
提出された書類に基づき、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第 6 条の規定により選考します。結果は本人宛に通知します。

1 1. 注意事項

- ・提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、委員就任後であっても委員を取り消す場合があります。
- ・受理した書類は返却しません。
- ・委員は、市行政に対する特別な地位を与えられるものではなく、その地位を政治、営利または宗教上の目的に使用してはなりません。また審議において知りえた秘密を漏らしてはなりません。

1 2. お問い合わせ先及び応募先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市役所企画総務部総務課 山田康弘、近成和泉

TEL 079-552-5111 (直通)

FAX 079-552-5665

Eメール somu_div@city.sasayama.hyogo.jp